

道路嵩上工事施行に伴ふ損害賠償 事件に就いて（四）

瀧 口 利 太 郎

口頭辯論に於ては、判事より先づ被告代理に對し「乙第一號證乃至第三號證の原本を提出すべし」との要求ありたり。被告代理は之に對し、路線の認定及び區域の決定方法は勅令の規定を以て地方の公布式に依るべきことを命ぜられ高知縣公報に登載されたり、之に所謂公示方法の一なるを以て不知と謂ふを得ず、又其の他の書證は原告の手元に存在する筈なりと述べしに判事も之を諒とし、原告代理に對し之れが成立を認むるや否やを諮りたるに原告も結局右書證の成立を認めたり。

判事は更に被告代理に對し、準備書面の内容説明を求めるを以て『原告は行政處分の取消變更を求むるものに非

まる』と謂ふも、原告は工事の施行により地上權を侵害せりと謂ひ被告國が爲したる道路區域の決定、戒告書の送致、強制執行、工事の施行等全部の行政處分を不當に行はれたりとするものに外ならざるを以て正に行政處分の當否を争ふものなれば司法裁判所に訴權なきものなり』と主張したり。次に判事は原告代理に對し、被告提出の準備書面に對する意見を求めるも即時答辯困難なる旨述べたり。判事は更に原告に對し辯駁の點あらば準備書面を提出すべきことを命じ、四月二十七日再審の旨を宣し退庭す。

昭和九年五月七日第七回口頭辯論大要

「被告代理」判事は前回實地検證其他事實調を爲す旨

述べられたるが、昭和六年八月二十八日の辯論に於て

證人として申立てたり

原告の實地検證の申請に對し無訴權の抗辯あるに付法
律關係を先決とすべしと宣言したり、當時の調書を調

べられたしと述ぶ（判事交迭）

「判事」調書を調べたるに斯る記載なし事實の調を致し

度しと述ぶ

「原告」乙第一號乃至乙第三號證を提出す（地上權設定

關係ト自動車ガ底ヲ破損シタル際ノ始末書ナリ）

「被告」全部の成立を認む

「判事」被告に對し有利なる證據ならば提出すべし

ふ

「被告」次回に提出する旨答ふ

「判事」次回を六月四日と定め閉廷

昭和九年十月十日第八回口頭辯論

一、原告代理、甲野乙平及丙野丁平の二名を證人に申立

てたり

二、原告代理、上野大吉、中野中吉、下野小吉の三名を

三、判事、成規の手續を爲すべき旨及次回辯論は追て通
知すと宣し閉廷す

昭和十年六月十八日實地検證の顛末

係争現場に係判事、書記、原告本人及代理辯護士、被

告代理××道路書記等集合し實地検證並原被双方より申

請の證人調を終り最後に判事より和解に關する示談あり
たり。（原告側は和解を希望し居たる趣なるも被告代理は

本件は相當影響するところ大なるものあるを以て追て廳
議の上回答すと述べたり）

かくて被告側に於ては廳議の結果、從來道路管理者の採
りたる處置は適法に爲されたるものにして地上權を侵害し
居るものに非ざることを認めしむる爲め道路上に突出せる
庇は之を切斷せしむるか又は相當の使用料を徵することと
して、道路占用の出願を爲さしむるかの條件を以て判事の
勸告を容れ原告に對し金二百圓を交付し和解に應ずること
とし、さしも難問題たりし數年來の係争も茲に解決の曙光

を見たのである。

和解調書

高知縣××郡××町××番地

原告 甲 氏名

高知市××町

右訴訟代理人辯護士

氏名

判事ハ當事者ニ和解ヲ試ミタル處左記ノ通り和解ヲ爲シ
タリ

請求ノ趣旨

被告ハ原告ニ對シ金五百圓ヲ支拂フヘシ

訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

トノ判決ヲ求ム

請求ノ原因

原告先代□田□吾ハ明治三十一年頃吾川郡伊野町羽根三

右常事者間ノ昭和六年(ハ)第六七七號損害賠償請求事件
ニ付昭和十年十月十日午後一時高知區裁判所ニ於テ

右代理人
高知縣知事 氏名

右代理人

氏

名

千四十二番ノ二宅地一畝二十歩ノ内西部十八坪地上ニ建
設セル倉庫並ニ店舗ヲ買受ケ明治三十四年三月三十日右

土地ニ對スル地上權ヲ取得シタリ然ルニ被告ハ該土地ニ
面接セル國道ヲ數回當上工事ヲ施行シ次第ニ原告ノ右地
上權ヲ侵害シ來リタル處更ニ被否ハ原告ガ有スル右地上
列席ノ上

裁判所書記 氏名

裁判所書記

氏

名

權ヲ侵シ道路嵩上工事ヲ爲シタル爲メ原告所有ノ右倉庫及店舗ハ建物トシテ利用スルコト能ハサル状態ト爲リタリ依テ右被告ノ不法行爲ニ依リ原告ハ金千五百圓ノ損害ヲ蒙リタルヲ以テ内金五百圓ヲ請求スル爲メ本訴ニ及ビ

タリト謂フニ在リ

和解條件

裁判所書記 氏 名
判事 氏 名

右贍本也

昭和十年十月十二日

於同廳

裁判所書記 氏 名回

尙本件に就いては筆者に於て私見を加ふる筈なりしも熟考の結果、編輯部の方の御諒解を得て單に事件の経過報告のみに止めたことを御詫びする次第である。

- 一、被告ハ原告ニ對シ金貳百圓ヲ昭和十年十月末日迄ニ
錢付スル事
- 二、原告ハ被告ヨリ右金貳百圓ノ錢付ヲ受ケタル時ヨリ
一ヶ月内ニ現在道路ニ突出シ居ル本件原告所有家屋ノ
軒ヲ道路トノ界迄全部原告ノ費用ヲ以テ切取ル事
- 三、原告ハ其餘ノ請求ハ之ヲ棄棄スル事
- 四、本件ニ關スル訴訟費用ハ各自辨ノ事

以上

右調書ハ關係人ニ讀聞ケタル處之ヲ承諾シタリ

昭和十年十月十日

高知區裁判所

說苑